

令和5年度体育会費目改訂版(令和5年度有効)

体育会会計局

	費目	具体例	備考
A-1	連盟費・年会費		年1回を想定
A-2	試合・大会参加費		随時。個人単位の場合、領収書に何人分の参加であるか単価×人数を記載すること。
A-3	保険費		保険加入が義務付けられている場合のみ (要証拠書類=連盟からの通知文のページなど)認めます。
A-4	練習場所・施設利用費		学内に活動場所がない団体および活動場所があっても試合ができないという団体は試合で使う場合のみ認めます。そのため、 学内の施設利用で不足する分を補うもののみ となります。
B-1	ユニフォーム代	試合で出場するのに必要であり、かつ部で所有可能(個人に帰属しない)もののみ	基本的に新生生の物のみ認める。部全体で買い換え、購入を考えている場合には会計局長まで相談すること。 体育会予算として支出できるユニフォーム代の上限は単価20000円とします。
B-2	競技用費用	バット、ヘルメット、ボール、弓、ワックス、シャトル、滑り止め、自動車部品、山岳用品(テント)、コーンなど	共用の道具のみ許可する。また 直接競技に関係の無いものは認めない 。
B-3	医療関係消耗品	テーピング、消毒、シップ、バンドエイドなど	プロテインなどは不可 。通院が発生した場合の負担は大学の保険制度を利用すること。 <u>スポーツドリンク(粉末のみ)については全期間許可します。</u> <u>氷はアイシング用のみ認めます。</u>
B-4	事務用品	ビデオテープ、スコアブック、両面テープなど	清掃用具については体育会が貸し出しを行っているのでそれを利用すること。ペンなどは各自のものを使用すること。カメラがない団体は体育会本部から借りること。部によって特別に必要なものは申請を行うこと。 活動に必要であり、かつ部員の所有していないもののみ購入を認めます。洗剤は不可
B-5	OB/OG, 連盟への通信費	ハガキ、切手など	ハガキなどによる通信費は認めます。ただし、電話代は認めません。
B-6	書籍代	ルールブック、連盟判行物など	週刊誌、上達本などの部費による購入は認めません。上達本などは各自で購入すること。
C-1	用具などの送料・運搬費 梱包代	宅急便代など(レンタカー輸送費は含めない) レジ袋など	認めます。運搬物が部の用具であることが分かるよう、証拠書類は公私の別を明確にすること。 梱包代は令和2年度以降有効
C-2	レンタカー代	運送用/乗車用	事前申請のうえ、 <u>原則一回につき一台を認めます</u> 。運送用の場合は上記同様、公私の別が分かることを明確にすること。 乗車用は原則不可 とします。 ガソリン代、高速料金は部の負担とし、認めません。 しかし体育会が許可した団体は一部例外とします。
D-1	振込み手数料・口座開設費	ATM利用手数料も含む	認めます。ただし、口座開設時の印鑑の購入費は各自で負担してください。また原則、口座の引き継ぎは名義変更での対応とします。(新規開設は必要性を申請すること)
X-2	特別な支出	体育会会計局の許可	費目の項目に無いもので会計局長が認めたもののみ許可します。この費目を利用する際は事前に申請書(体育会執行部のHPよりダウンロード)を提出していただく必要があります。 <u>提出していない場合には体育会予算としては認められませんので、ご注意ください。</u>
X-3	感染対策費	非接触体温計、アルコール消毒液など	非接触体温計(購入に際し計測義務に従う 。詳しくは別紙参照。 接触タイプは認めない)、アルコール消毒液(液体・ジェルタイプのみ 。 ウェットティッシュは認めない)、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(用途は別紙参照)
E-1	監督などへの謝金	コーチ代、コーチ送迎費など	認めません。

E-2	電話代	携帯電話, 部室などからの電話代	認めません。
E-3	飲食費	イベント参加, 交際費用含む	認めません。
E-4	プロバイダ契約料		WEB 運営用は学番スペースを利用すること。
E-5	OB 諸経費	OB 会費など	認めません。体育会予算として認めるのは OB への通信費だけです。OB 費用は各部が負担すること。
E-6	資格・昇段審査費	免許など	認めません。 部にとって必要な資格であったとしても、体育会予算で一生モノの資格を取得するのは公費の枠を超えているという判断です。
E-7	交通費	会場までの往復交通費など	認めません。
E-8	宿泊費	ホテル代など	認めません。

* 予算からの支出は認めない支出について、各部が徴収した費用で補填・対応することは団体の自由であり、体育会は一切の関与をしません。